

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和6年5月31日	
業 務 名	高齢者健康づくり事業運営業務	
業 務 の 概 要	(1)シニアカラオケ大会の開催運営業務 (2)高齢者趣味の作品展の開催運営業務 (3)シニアクラブグラウンドゴルフ大会の開催運営業務	
契約金額(税込)	850,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市シニアクラブ連合会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業は、高齢者を対象とした事業であり、高齢者の生きがいに寄与することを目的としている。尾張旭市シニアクラブ連合会は、本事業を実施するに足りる人員及び運営の能力を有しており、同連合会に所属する各地域シニアクラブが主体的に実施することで、会員（高齢者）の生きがいがいづくりにつながると認められるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課です。